

幼稚園・保育所等を利用する 3～5歳児等の 子どもの利用料金の無償化について

令和元年10月1日から
幼児教育・保育の無償化



幼稚園、保育所、認定こども園等

- ★ 3歳児から5歳児までのすべての児童の利用料が無償化
 - ★ 0歳児から2歳児の児童は、住民税非課税世帯が無償化
 - ▶ 新制度未移行幼稚園は、月額25,700円まで無償。
 - ▶ 無償化の対象は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの期間となります。なお、幼稚園の教育部分については、満3歳から対象となります。
 - ▶ 無償化に伴い、副食費（おかず、おやつ等）の費用は、引き続き実費負担となります。なお、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）の子どもについては、副食費が免除となります。
- ※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども。

幼稚園の預かり保育

- ★ 保育の必要性の認定のある、3歳児から5歳児までの子どもの利用料が月額11,300円まで無償化
- ▶ 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ▶ 満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

認可外保育施設等(※1)

- ★ 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもで保育所等を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化
- ▶ 0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

その他

- ★ 企業主導型保育事業
- ▶ 3歳児から5歳児及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子ども標準的な利用料が無償化

施設別の無償化対象(○印は無償化対象)

対象となる児童	認可保育所・認定こども園(保育認定)	千草幼稚園・いずみ幼稚園 公立認定こども園(教育認定)		塩川幼稚園等 新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等
		教育認定	預かり保育	教育認定	預かり保育	
3～5歳児	○ 手続不要	○ 手続不要	○ 要手続 上限11,300円	○ 要手続 上限25,700円	○ 要手続 上限11,300円	○ 要手続 上限37,000円
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	—	○ 手続不要	対象外	○ 要手続 上限25,700円	対象外	—
市民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	—	○ 手続不要	○ 要手続	○ 要手続 上限25,700円	○ 要手続 上限16,300円	—
市民税非課税世帯の0～2歳児	○ 手続不要	—	—	—	—	○ 要手続 上限42,000円



【お問い合わせ】

認可保育所・認定こども園・認可外保育施設をご利用の方 喜多方市保健福祉部子ども課 0241-24-5229
新制度未移行幼稚園をご利用の方 喜多方市教育部学校教育課 0241-24-5316